# 科学技術政策研究所情報公開取扱要綱

平成 13 年 4 月 1 日 13 科政研総第 38 号

# (趣旨)

### 第 1 条

科学技術政策研究所(以下「本研究所」という)における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (定義)

#### 第 2 条

この要項において「行政文書」とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。

2 この要項において「部局等」とは、各課、科学技術動向研究センター、各研究グループ及び各調査研究グループをいう。

### (受付)

## 第 3 条

本研究所が保有する行政文書について、開示請求があった場合は、科学技術政策研究所総務課(以下「総務課」という。)において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 本研究所が保有する行政文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という)に対し、科学技術政策研究所行政文書管理規程第9条第1項に規定する科学技術政策研究所行政文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、行政文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第 1 号様式の行政文書開示請求書(以下「開示請求書」という。)を提出させるとともに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という)第 4 条第 1 項に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その 補正を求めることができる。
- (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受 領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった行政文書を保有する部局 等に送付するものとする。

# (開示等の検討)

### 第 4 条

総括行政文書管理者は、行政文書の開示、不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、当該行政文書を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて科学技術政策研究所情報公開委員会(以下「情報公開委員会」という。)に意見を求めるものとする。

### (開示等の決定)

### 第 5 条

総括行政文書管理者は、法第 4 条第 2 項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった 日から 30 日以内に開示等の決定をするものとする。

- 2 総括行政文書管理者は、法第 10 条第 2 項の規定により開示等の決定を更に 30 日以内の期間で延長するときは、別紙第 4 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 総括行政文書管理者は、法第 11 条の規定により開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第 5 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 4 総括行政文書管理者は、法第 12 条第 1 項の規定により事案を他の行政機関の長に移送するときは、別紙第 6 号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

- 5 総括行政文書管理者は、法第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定により第三者から意見を聴取すると きは、別紙第 8 号様式又は別紙第 9 号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 総括行政文書管理者は、法第 13 条第 3 項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別 紙第 11 号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 総括行政文書管理者は、開示等の決定をしたときは、別紙第 2 号様式、別紙第 3 号様式又は別紙 第 4 号様式により当該開示申請者に通知しなければならない。

# (開示の実施)

## 第 6 条

総括行政文書管理者は、法第 14 条第 2 項の規定により行政文書の開示を受ける者から別紙第 12 号様式又は別紙第 13 号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第 14 条第 4 項の規定により開示を受ける者から別紙第 14 号様式による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

- 2 前項の規定により開示を実施するときは、施行令第 13 条に規定する開示実施手数料を徴収するものとする。
- 3 行政文書の開示は、原則として情報分析課において実施するものとする。ただし、行政文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により情報分析課まで出向くことができない場合には、当該行政文書を保有する部局等において実施できるものとする。
- 4 開示を受ける者が行政文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総括行政文書管理者において行政文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

# (開示実施手数料の減額等)

#### 第 7 条

総括行政文書管理者は、前条第 2 項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示 実施手数料を減額又は免除することができる。この場合、必要に応じて情報公開委員会の意見を求め るものとする。

- (1) 施行令第 14 条第 4項の規定令第 14 条第 2項の規定により開示を受ける者から別紙第 15 号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申出があったとき
- (2) 施行により開示決定に係る行政文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき
- 2 総括行政文書管理者は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第 16 号様式により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

# (移送された事案)

### 第 8 条

法第 12 条第 2項の規定により他の行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第 4 条から前条までの規定に準じて行うものとする。

### (不服申立て)

### 第 9 条

総括行政文書管理者は、開示をしない旨の決定等について不服申立てがあったときは、情報公開委員会の意見を求めるものとする。

2 総括行政文書管理者は、法第 18 条の規定により情報公開審査会に諮問するときは、別紙第 18 号様式により不服申立てをした者(以下「不服申立者」という。)に通知しなければならない。

## (雑則)

# 第 10 条

この要項に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、所長が別に定める。附則

この要項は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。